

板橋区介護施設物価高騰対策支援金交付申請【Q & A】

No	質問	種別	回答
1	支援の対象となる経費は	共通	光熱費（電気、ガス）、食材費、燃料費の物価高騰により影響を受けた経費が対象となります。
2	交付対象となる期間は	共通	光熱費等の経費のうち物価高騰による影響を受けた値上がり分（令和5年10月1日から令和6年3月31日までの6か月分）を交付します。
3	支援金の交付を受けた場合光熱費等の値上げは一切できないのか	共通	本交付金は物価高騰等に直面している介護施設に支援金を交付することにより、介護施設の負担軽減を図り、サービス利用者への負担の増加を防ぐことを目的としています。一律禁止をするものではありませんが、本支援金交付の趣旨を鑑み、令和5年度においても光熱費等の高騰を理由とした値上げを可能な限り行わないようにお願いします。
4	支援金を受ける基準は	共通	令和5年10月1日時点で介護施設として指定を受け、かつ、実際にサービスを提供している区内の介護施設が支給対象になります。
5	具体的な支給額はいくらか	共通	1施設につき、1人当たり入所系施設は18,000円、通所系施設は14,000円に令和5年10月1日時点の利用登録者数（定員数が上限）を乗じた額とします。 ※通所系施設の計算例：利用登録者数（25人）、定員数（18人） $18人 \times 14,000円 = 252,000円$ （支援金交付額）
6	交付申請をしてから、交付金が振り込まれるまでの期間は	共通	<p>交付申請を受け付けてから随時手続きをいたします。1～2月程度を見込んでいます。 ※振込までの流れ</p> <pre> graph LR A[交付申請] --> B[審査] B --> C[交付決定通知書の送付] C --> D[支援金の振込] </pre>

板橋区介護施設物価高騰対策支援金交付申請【Q & A】

No	質問	種別	回答
7	支援金の振込口座と、申請者は異なる名義でも可能か	共通	交付申請の申請者と、支援金振込先口座の名義人は同一である必要があります。
8	1つの事業所で、(地域密着型)通所介護と総合事業の通所型サービスを提供している場合の考え方は	共通	介護サービスと、介護予防サービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを1つの事業所で提供している場合は、1つの交付対象施設とします。
9	1つの事業所で、(地域密着型)通所介護と総合事業の通所型サービスを提供している場合で、午前と午後で2単位を設けている場合の考え方は	通所系 施設	単位ごとで算定はせずに、1日あたりの利用登録者数等で計算をします。 ※(例) 午前：利用登録者数 15人 利用定員数 30人 午後：利用登録者数 20人 利用定員数 30人 この場合は、支援金交付対象人数を <u>30人</u> とします
10	介護老人福祉施設でショートステイを行っている場合の利用登録者の考え方は	短期入所 生活介護	空床利用しショートステイを行っている場合は、ショートステイを利用している人数を、介護老人福祉施設の利用者に含める形になります。 ※介護老人保健施設についても同様になります
11	板橋区介護施設物価高騰対策支援金交付要綱第5条の関係書類とは具体的にどのような書類ですか	共通	運営規程、決算書類等、支援金の算定の根拠となる基準日時点の利用登録者数、利用定員数が分かる書類になります。該当する部分の写しを添付してください。これらの書類については、支援金交付後も必要に応じ、報告を求め又は実地調査をする場合もあるため、交付決定に係る会計年度終了後5年間保管をお願いします。
12	利用登録者数の考え方は	共通	基準日(10月1日時点)において、サービスを利用することができる <u>契約者総数</u> になります。 ※(例) 10月1日時点の契約者総数 20人 10月1日に実際にサービスを利用した人数 15人 この場合は、 <u>20人</u> が利用登録者数になります。